

ハンセン病をめぐる出来事①

- 1873年(明治6) ノルウェーのハンセン博士がらい菌を発見
 1889年(明治22) フランス人のテストウイド神父が御殿場に私立の復生病院を設立
 1895年(明治28) イギリス人のハンナ・リデルが熊本に私立の回春病院を設立
 1907年(明治40)3月 法律で「癩予防ニ關スル件」公布、国内の隔離政策始まる

癩予防ニ關スル件 「浮浪らしい」と呼ばれる患者を療養所に収容する目的の法律。
 対象者が限られていたため、入所したハンセン病患者は、全患者の5%だったと言われている。

- 1909年(明治42) 九州七県連合立九州療養所(明治44年に九州療養所に改称
 現:菊池恵楓園)など全国5ヶ所で公立療養所開設
 1915年(大正4) 全生病院で断種手術を実施
 1916年(大正5) 療養所所長に入所者への懲戒罰を認める懲戒検束権が付与される

懲戒検束権 ハンセン病療養所の所長には、「懲戒検束権」として裁判を行わずに患者を
 処罰できる権利が与えられていた。患者は逃亡や反抗的な態度等の理由で収監された。

- 1917年(大正6) 九州療養所内に監禁室設置
 1926年(大正15) 九州療養所内に患者自治会結成

自治会 療養所の入所者が、自分たちの権利や生活を守るために作った自治組織。自治会活動
 により、戦後治療や生活環境が改善され、らい予防法の廃止にもつながった。

- 1929年(昭和4) 全国で「無癩県運動」が始まる
 1930年(昭和5) 日本最初の国立療養所 長島愛生園(岡山県)が開設
 1931年(昭和6)4月 「癩予防法」(旧法)公布、全患者が隔離対象になる

癩予防法 「癩予防ニ關スル件」を改正した法律。
 これにより、強制的な隔離によるハンセン病断絶政策の方針が確定し、浮浪する患者だけでなく、在宅で療養していた患者も隔離された。

- 1940年(昭和15)7月 熊本市で本妙寺集落一齊検索
 1943年(昭和18) 米国で治療薬「プロミン」の治療効果発表
 1947年(昭和22) 国内で治療薬「プロミン」の治療始まる

ハンセン病をめぐる出来事②

- 1948年(昭和23) 「優性保護法」制定
(ハンセン病患者を断種、中絶の対象と明文化される)
- 1951年(昭和26) 2月 全国国立らい療養所患者協議会(全患協 現:全療協)結成
7月 藤本事件起きる
11月 参議院厚生委員会で三園長証言
(患者隔離の必要性を強調)
- 1952年(昭和27) WHO(世界保健機関)が隔離政策見直しを提言
- 1953年(昭和28) らい予防法改正闘争
8月 「らい予防法」(新法)公布、隔離政策を踏襲

らい予防法

「療予防法」を改正した法律。強制的に隔離する基本方針や懲戒規定はそのまま残った。

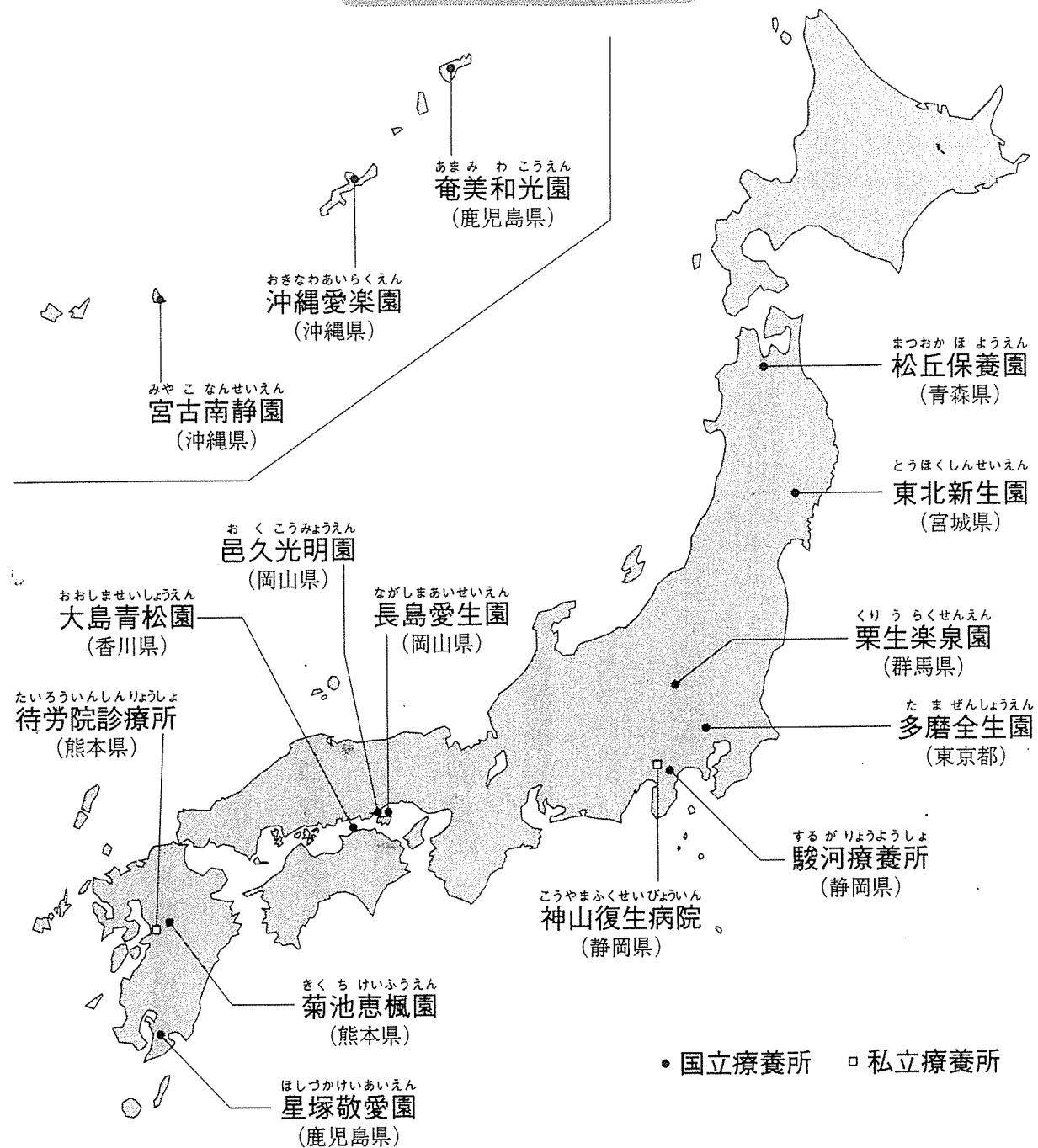
- 1954年(昭和29) 龍田寮事件(黒髪小学校通学拒否事件)起きる
- 1956年(昭和31) ハンセン病国際会議(ローマ会議)で差別法の撤廃を勧告
- 1960年(昭和35) WHOが外来治療への転換を勧告
- 1979年(昭和54) 「らい」の呼称を「ハンセン病」と改称
- 1981年(昭和56) WHOが多剤併用療法を提唱
- 1995年(平成7) 日本らい学会が「らい予防法」廃止を決議
- 1996年(平成8) 「らい予防法」廃止

らい予防法の廃止に関する法

これにより、「療予防法ニ關スル件」から90年間続いた国の隔離政策が正式に廃止された。

- 1998年(平成10)7月 熊本地裁に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟を提起
- 2001年(平成13)5月 熊本地裁判決(国会及び政府の法的責任指摘)
国控訴せず、判決確定
- 6月 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」公布、施行
- 2002年(平成14)4月 国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業・死没者改葬費事業開始
- 2003年(平成15)4月 社会復帰支援事業要綱の改正実施

ハンセン病療養所所在地



現在の療養所

国立療養所（既設の公立療養所の国立への移管と国立療養所の新設による）

松丘保養園 青森県
東北新生園 宮城県
栗生樂泉園 群馬県
多磨全生園 東京都
駿河療養所 静岡県
長島愛生園 岡山県
邑久光明園 岡山県

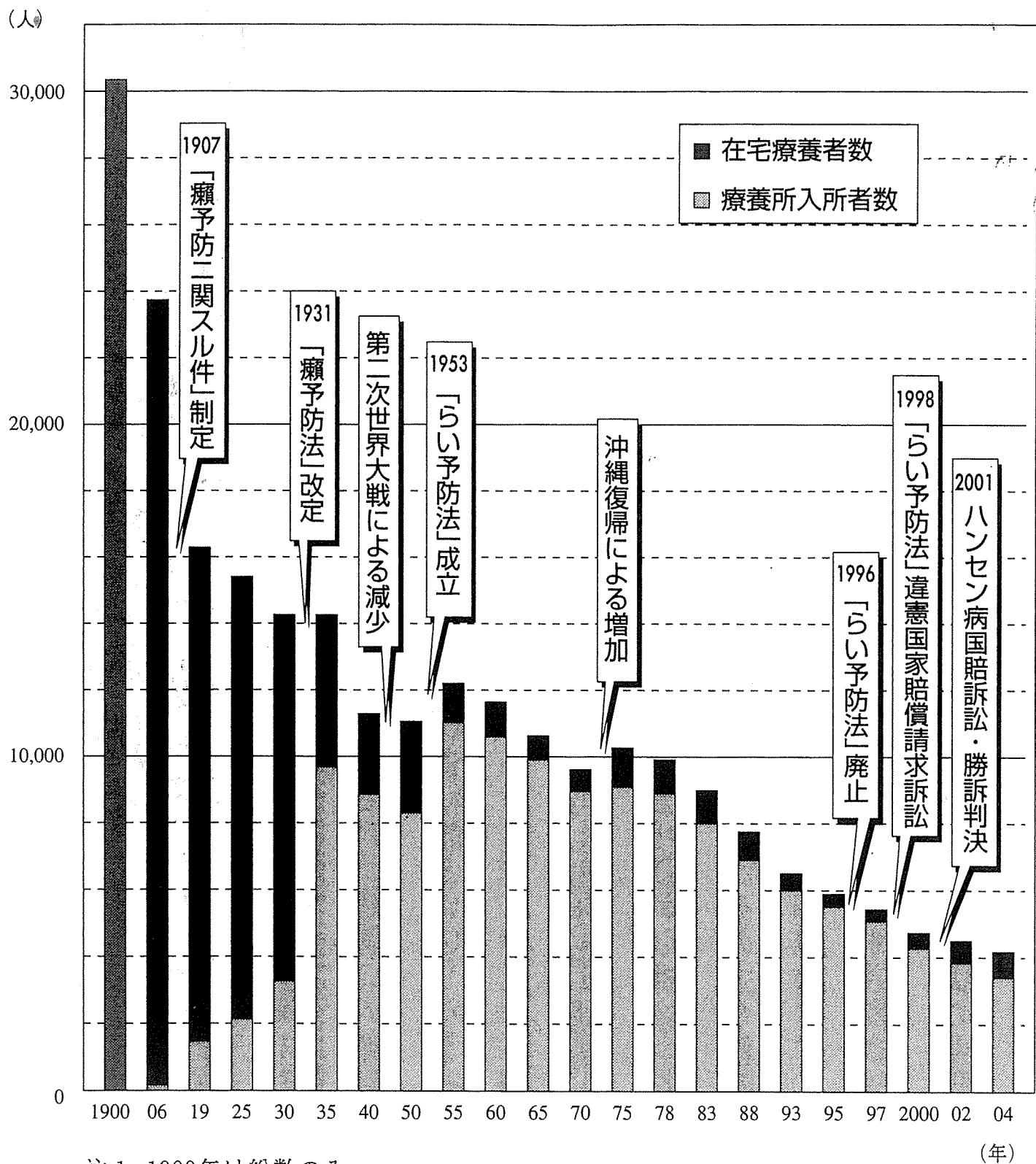
大島青松園 香川県
菊池恵楓園 熊本県
星塚敬愛園 鹿児島県
奄美和光園 鹿児島県
沖縄愛樂園 沖縄県
宮古南靜園 沖縄県

私立療養所

神山復生病院 静岡県

待労院診療所 熊本県

ハンセン病療養所入所者・在宅療養者数



注1 1900年は総数のみ

注2 「らい予防法」廃止後は登録制度はなくなった

(厚生省資料、国立療養所邑久光明園資料より作成)

「優生保護法」に基づくハンセン病を理由にした断種・人工妊娠中絶数

年	断種数			人工妊娠 中 絶 数
	男	女	計	
1949	27	68	95	
1950	37	66	103	
1951	48	59	107	
1952	45	192	237	
1953				
1954			122	
1955	14	115	129	303
1956	17	88	105	269
1957	(3)	(13)	89	216
1958	9	63	72	315
1959	8	47	55	196
1960	7	58	65	191
1961	13	33	46	225
1962	1	5	6	85
1963	0	72	72	93
1964	1	10	11	99
1965	0	9	9	131
1966	2	15	17	135
1967	2	21	23	96
1968	2	15	17	95
1969	1	24	25	93
1970	2	4	6	146
1971	0	5	5	150
1972	0	0	0	56

年	断種数			人工妊娠 中 絶 数
	男	女	計	
1973	0	7	7	35
1974	0	5	5	48
1975	1	0	1	37
1976	0	0	0	46
1977	0	0	0	30
1978	0	0	0	12
1979	0	0	0	3
1980	0	0	0	2
1981	0	0	0	2
1982	0	0	0	0
1983	0	0	0	1
1984	0	0	0	2
1985	0	2	2	0
1986	0	0	0	1
1987	0	0	0	5
1988	0	0	0	2
1989	0	2	2	6
1990	0	0	0	17
1991	0	0	0	3
1992	0	1	1	4
1993	0	0	0	10
1994	0	0	0	5
1995	0	1	1	2
1996	0	0	0	5

註：1957年の断種の男女数は資料のママ 空欄は統計数値がないもの

1997年以後は「らい予防法」の廃止により調査なし

出典：1949～1959年は厚生省大臣官房統計調査部編『衛生年報』各年版

1960～1972年は厚生省大臣官房統計調査部編『優生保護統計報告』各年版

1973～1995年は厚生省大臣官房統計情報部編『優生保護統計報告』各年版

1996年は厚生省大臣官房統計情報部編『母体保護統計報告』1996年版

著者紹介〈おもな執筆箇所〉

神 美知宏（こう・みちひろ）

1934年福岡県生まれ。1951年国立療養所大島青松園（香川県）入所。1960年より同園の自治会役員として活動。1995年より全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長に就任し、入所者の人権・尊厳の確立、偏見・差別の撤廃と社会復帰の促進、入所者の医療・福祉等待遇改善の運動に従事。

〈問15、問17、問18、問19、問20、問21〉

藤野 豊（ふじの・ゆたか）

1952年神奈川県生まれ。日本近現代史専攻。現在ハンセン病市民学会事務局長、ハンセン病問題ふるさとネットワーク富山代表を務める。

主な著書——『日本ファシズムと医療』岩波書店、1993年。『歴史のなかの「癪者」』（共著）ゆみる出版、1996年。『厚生省の誕生』かもがわ出版、2003年。

〈問5、問6、問7、問8、問9、問10、問11、問12、問13、問14、問16、問22〉

牧野正直（まきの・まさなお）

1943年瀋陽（中国）生まれ。ハンセン病医学専攻。大阪大学微生物病研究所癪部門にて抗酸菌、特にらい菌の遺伝子工学の研究に従事。現在国立療養所邑久光明園園長。

主な著書——『「らい予防法」を問う』（共著）明石書店、1995年。『ハンセン病医学』（共著、編集委員）東海大学出版会、1997年。

〈問1、問2、問3、問4、問23〉

知っていますか？ハンセン病と人権一問一答 第3版

2005年12月30日 第3版第1刷発行

定価はカバーに表示しています

神 美知宏

著 者 藤野 豊

牧野正直

発 行 株式会社 解放出版社

大阪市浪速区久保吉1-6-12 振替00900-4-75417

電話(06)6561-5273 FAX(06)6568-7166

東京営業所 東京都千代田区神田神保町1-9

電話(03)3291-7586 FAX(03)3293-1706

ホームページ <http://kaihou-s.com>

印刷所 (株)国際印刷出版研究所

ISBN4-7592-8264-5 NDC360 127P 21cm

落丁・乱丁おとりかえします